

# 婦人消防隊員等福祉共済事業規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」という。）定款（平成26年4月1日施行）第5条第1項第8号に規定する事業を行うため、同条第2項に規定する保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定の適用を受けて、同項に規定する特定保険業として認可を得た婦人消防隊員等福祉共済事業（以下「本共済」という。）の事業方法書及び契約約款の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (共済契約の締結の手続き)

- 第2条 事業方法書第9条第1項に規定する本共済の重要事項を記載した書面（以下「重要事項書」という。）は別に会長が定めるものとする。
- 2 事業方法書第9条第1項の規定により、本会の共済契約者になろうとする同第4条に規定する都道府県消防協会（以下「県協」という。）は、同第18条に規定する記載事項を記載した婦人消防隊員等福祉共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）及び婦人消防隊員等福祉共済加入申込一覧表に、次項に規定する加入申込書及び第4項に規定する加入者名簿を添付して本会に提出するものとする。
- 3 本共済に加入しようとする者は、県協に対し、婦人消防隊等毎に、婦人消防隊員等福祉共済加入申込書（以下「加入申込書」という。）により申し込むものとする。
- 4 前項の加入申込書には、婦人消防隊等毎に事業方法書第9条第1項の規定による加入者名簿を添付するものとする。
- 5 本会は、事業方法書第9条第2項に規定する同第19条に規定する記載事項を記載した共済証書を第5条第1項第2号による掛金の払込があった後遅滞なく県協に交付するものとする。

## (脱退)

- 第3条 事業方法書第10条の規定により加入者が脱退する場合、県協は、婦人消防隊員等福祉共済脱退者届（以下「脱退者届」という。）を本会に提出するものとする。
- 2 前項の脱退者届には、婦人消防隊等毎の婦人消防隊員等福祉共済脱退者名簿を添付するものとする。

## (加入者の同意の確認)

- 第4条 事業方法書第11条の規定により本共済に加入しようとする者（以下「加入予定者」という。）から、本共済への加入の同意を得るために行う本共済の重要事項書など本共済契約の内容の説明は次のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 加入予定者に対し、第2条第1項に規定する本共済の重要事項書による説明
- (2) その他適切な方法による説明
- ア 本共済の別に会長が定める重要事項書を含むガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の婦人消防隊等事務所等への掲載による周知
- イ 重要事項書又はガイドラインによる研修会又は説明会等における説明
- ウ その他適切な方法による説明
- 2 加入予定者の本共済への加入の同意の確認は次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨記名押印した文書の受領
  - (2) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者の合意に基づいて、その代表者が記名押印した文書の受領
- 3 第1項の説明の方法及び第2項の確認の方法は、第2条第3項に規定する加入申込書に表示するものとする。

(掛金の払込)

第5条 事業方法書第14条に規定する本会に対する掛金の払込は、次の方法により金融機関等へ振り込むものとする。

- (1) 婦人消防隊等は、婦人消防隊等毎の掛金を取りまとめ、婦人消防隊員等福祉共済掛金送金通知書(以下「送金通知書」という。)に加入者数及び掛金の送金額等必要事項を記入のうえ、第2条第3項に規定する加入申込書に添付して県協に送付するとともに、県協の管理する金融機関等に対して振り込むものとする。
  - (2) 県協は、前号の婦人消防隊等毎の送金通知書を取りまとめ、本会に対して第2条第2項に規定する契約申込書に添付して申し込むとともに、本会の管理する金融機関等に振り込むものとする。
- 2 県協は、婦人消防隊等から掛金の払込請求書の提出を求められた場合、婦人消防隊員等福祉共済掛金請求書を婦人消防隊等に送付するものとする。

(県協の共済契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱い)

第6条 事業方法書第15条及び契約約款第16条に規定する県協の共済契約申込み及び掛金の払込の猶予期間に関し、県協又は加入予定者において特別な事情があり本会の承認を得た場合に限り、猶予期間を1か月間延長できるものとする。

(共済金の受取人)

第7条 契約約款第7条第2項第1号に規定する共済金の受取人である配偶者は、婚姻の届出をしていないが、加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含むものとする。

(共済金の請求)

第8条 契約約款第25条第1項に規定する共済金の支払い事由が生じたとき、加入者又は共済金の受取人からの通知に基づき県協が本会に通知するのは、原則として加入者が防災活動に従事中に死亡し又は重度障害の状態と推定できる場合に限るものとし、死亡・重度障害事故報告書(速報)により通知するものとする。

- 2 契約約款第25条第2項に規定する支払事由が生じた共済金の受取人は、婦人消防隊員等福祉共済共済金支払請求書(以下「支払請求書」という。)に必要な事項を記入又は証明等を受けて県協を通して本会に提出するものとする。
- 3 県協は、前項に規定する支払請求書及び第8条に規定する支払請求書の添付書類を取りまとめ、婦人消防隊員等福祉共済共済金支払請求書等送付書を本会に提出するものとする。
- 4 その他支払請求に関し必要な事項は別に会長が定めるものとする。

( 共済金の支払請求書の添付書類 )

第9条 契約約款第7条に規定する共済金の受取人は、次の各号の区分により、前条第2項に規定する支払請求書に次の書類を添付するものとする。

(1) 契約約款第2条に規定する加入者が死亡したとき

ア 死亡診断書

イ 受取人であることを証明する戸籍謄本

(2) 契約約款第2条に規定する加入者が重度障害に該当したとき、又は、同第3条第1項に規定する加入者が障害の等級第3級から第14級までの状態に該当したとき

障害診断書

(3) 契約約款第2条に規定する加入者が防災活動に従事中に死亡したとき、ただし、次のイ及びウについては第1号の規定に基づき既に提出済みであるときは提出を要しない

ア 防災活動に従事中での死亡を証明する市町村長等の事故等状況報告書

イ 死亡診断書

ウ 受取人であることを証明する戸籍謄本

(4) 契約約款第2条に規定する加入者が重度障害となったとき、その原因が防災活動に従事中によるものであるとき、ただし、次のイについては第2号の規定に基づき既に提出済みであるときは提出を要しない

ア 防災活動に従事中での重度障害であることを証明する市町村長等の事故等状況報告書

イ 障害診断書

(5) 契約約款第4条に規定する加入者が事故又は疾病を直接の原因として入院したとき

入院証明書

2 前項第1号及び第3号に規定する加入者が死亡し、契約約款同第7条第2項に規定する順位に基づく同順位の受取人が二人以上であるときは、第1号及び第3号に規定する書類に加えて次の書類を添付するものとする。

ア 婦人消防隊員等福祉共済共済金分割支払請求書兼振込依頼書(以下「分割支払請求書等」という。)

ただし、代表受取人に共済金の受け取りを委任する場合はその委任状

イ 第7条第2項に規定する支払請求書及びアに規定する分割支払請求書等又は委任状に捺印した印の印鑑証明書

3 第6条に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを受取人とする場合は、その事実を確認できる書類を第7条第2項に規定する支払請求書に添付するものとする。

( 共済金の請求および支払に関する管理 )

第10条 本会は、契約約款第25条第3項から第8項までの規定を踏まえ、別に会長が定める婦人消防隊員等福祉共済請求・支払管理簿を作成し、共済金の請求から支払までの経緯等を記録し管理するものとする。

( 契約申込書等の様式 )

第11条 第2条第2項に規定する契約申込書等、この規程の実施に必要な様式等は、別に会長が定める細則によるものとする。

( 婦人消防隊員等福祉共済取扱い事務費 )

第 12 条 本会は、県協及び加入申込みの取りまとめを行っている団体等に対し、婦人消防隊員等の本共済への加入及び加入者又は共済金の受取人からの共済金の請求等の取りまとめに係る費用等に対する取扱い事務費を支払うものとする。

2 前項に規定する取扱い事務費は、原則として加入 1 人当りを基準として、県協事務費及び婦人消防隊等事務費に区分のうえ毎年度予算編成時に決定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 婦人消防隊員等福祉共済制度規約は、平成 26 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。